

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和6年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	各種施策研究・調査	大阪市企業誘致事業共同事業体	53,519,620	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和6年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	各種施策研究・調査	BPC交流事業共同体	50,682,940	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和6年度スポーツイベント魅力発信業務委託	催事	(一財)大阪スポーツみどり財団	29,854,702	令和6年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和6年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	催事	(一財)大阪スポーツみどり財団	14,638,354	令和6年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和6年度大阪市都市農業等振興事業業務委託	催事	(株)ジェイコムウエスト	10,115,600	令和6年5月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	大阪海外ビジネスワンストップ窓口運営等業務委託	その他	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	31,571,760	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	ドバイ国際博覧会の情報・ネットワークを活かした大阪・関西万博でのビジネス機会の創出準備業務委託	各種施策研究・調査	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	25,643,904	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託	催事	(株)DNPエスピーイノベーションSPマーケティング本部	11,048,137	令和6年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
9	令和6年度難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託	公園清掃 外	難波宮跡「みんなのにわ」プロジェクト	10,500,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
10	令和6年度ATCホール管理運営業務委託	催事	アジア太平洋トレードセンター(株)	32,527,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
11	令和6年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	催事	公益社団法人大阪フィルハーモニー協会	9,839,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
12	令和6年度豊臣期石垣遺構保存状況確認調査業務委託	その他	(一財)大阪市文化財協会	1,717,100	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
13	令和6年度特定計量器定期検査業務委託	その他	(特非)大阪市計量協会	43,539,100	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市企業誘致事業共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、健康・医療や環境・エネルギー、情報通信などの成長産業分野の企業等を中心に大阪のインセンティブやビジネス環境の魅力などの情報を発信し、様々なネットワークを活用しながら、大阪市への進出案件や投資計画を有するなど大阪市への進出が期待できる企業等の情報収集や掘り起こしを行い、それら企業等に対してニーズを確認しながら、大阪市へ進出するために必要な支援を効果的に取り組むものである。

企業誘致活動には、事業者からの相談対応のほか、進出関連情報の提供、行政書士等の紹介、事業用物件の紹介、人材確保への協力など、進出に向け必要なサポートを広く柔軟に行う必要があり、本市では、民間における独自のネットワーク・ノウハウを企業誘致に活用するのが効果的だと考えている。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-3025）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 契約の相手方

BPC 交流事業共同体

3 随意契約理由

本業務は、海外都市との経済交流事業の共催、国内外でのマッチング支援などの企業支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウを有する団体から事業の実施内容を企画提案させ、競わせることが最も効果的であると考えており、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定した。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議における審査及び意見聴取の結果、BPC 交流事業共同体（代表構成員 一般財団法人大阪国際経済振興センター）が契約相手方として適しているとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、BPC 交流事業共同体を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-9590）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度スポーツイベント魅力発信業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に行うきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

本業務は、各スポーツイベント等の魅力を発信することで、より多くの集客を図り、スポーツ参画人口を増やすことを目的としている。

本業務における広報手法やイベント運営等において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

本業務は、市立小・中学校の体育施設を活用して市民レクリエーションセンタースポーツ教室を開設、平日の夜間や休日にさまざまな種目のスポーツ教室を実施し、市民のスポーツ振興を図ることを目的とするものである。

魅力ある市民レクリエーションセンタースポーツ教室を実施するために、予算額の範囲内において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かし、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1団体から応募があり、その企画提案内容について外部委員3名からなる有識者会議による企画提案書審査及びプレゼンテーション審査の結果を基に、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記事業者との随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、市内農業及び漁業の振興発展を目的としており、事業の効果的な遂行にあたっては、市内の農水産物の積極的な魅力発信、食関連事業者等との連携による更なる販路拡大等が必要であり、都市農業及びイベントの広報・企画運営に関する高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイコムウエストの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、株式会社ジェイコムウエストを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪海外ビジネスワンストップ窓口運営等業務委託

2 契約の相手方

独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部

3 随意契約理由

本業務は、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機として、海外政府機関や経済団体、企業関係者等による大阪訪問が見込まれる中、万博開催の地元自治体である大阪府・大阪市が大阪商工会議所や近畿経済産業局などの在阪支援機関と連携し、ワンストップで海外企業等を受け入れる相談窓口を通じ、海外からのビジネス相談に迅速かつ適切に対応し、在阪企業等とのビジネス交流の創出を図るものである。

そのため、運営主体となる事務局は、大阪・関西万博への参加が見込まれる 160 に及ぶ様々な国・地域や多種多様な業種に及ぶ海外企業等のニーズを的確に把握し、在阪企業とのビジネス交流を効果的に実施するため、海外ビジネス情報の把握・分析する能力を有するのみならず、在阪支援機関とのネットワークを持ち、在阪支援機関同士のスムーズな意思疎通を可能とする組織であることが必須条件となる。そのため、民間組織ではなく、公的な性格を有する組織である必要がある。

上記団体は、経済産業省が所管する、日本貿易振興機構法に基づき設立された団体で、70 か所を超える海外事務所を有し、対日投資の促進、中堅・中小企業等の輸出や海外展開支援を行うとともに、調査や研究を通じ我が国の企業活動や通商政策に貢献しており、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、オセアニア等世界各地の海外事務所を通じて各国の産業の強みや情勢を把握・分析することによって日本企業が求める最新の海外ビジネス情報を提供可能である。

さらに、上記団体は、すでに在阪支援機関とのネットワークを構築し、定期的に意見交換会を実施するなど在阪支援機関同士の円滑な意思疎通を実現している公的な性格を有する独立行政法人である。

以上の理由により、上記団体のみが海外のビジネスニーズに適切に対応し、在阪支援機関とのネットワークを活用して本業務を実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は競争目的が競争入札に適さないもの」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-9590）

随意契約理由書

1 案件名称

ドバイ国際博覧会の情報・ネットワークを活かした大阪・関西万博でのビジネス機会の創出準備業務委託

2 契約の相手方

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 大阪本部

3 随意契約理由

本業務は、海外展開など販路拡大を目指す大阪市内の魅力ある中小企業に対し、大阪・関西万博（以下「万博」という。）会期中のビジネス商談会・展示会の出展機会を設けるなどのビジネス機会を創出するための準備として、バイヤー招聘によるヒアリング、オンライン商談会、インプットセミナーの実施等を行うことで、効果的な万博会期中のビジネス商談会・展示会の実施に向けた手法の確認や、中小企業への情報発信をすること等を目的とするものである。

本業務を履行するには、参加国や各国パビリオン設置・運営機関等や、現地商社等との直接的なネットワークを有し、参加国の万博会期中のミッション派遣情報や現地商社等の動向など、万博会期中のビジネス関連の情報に精通しており、その情報や知見をもとに万博を契機としたビジネス機会の創出・獲得等に向けた助言や情報発信ができることが必須条件となる。

上記団体は、ドバイ国際博覧会を含む日本が過去に出展した全ての国際博覧会において、日本館の企画・設置・運営を担った唯一の団体であり、過去の開催・出展期間中に、日本館の運営等を通じ多くの参加国と直接的なネットワークを構築し、関係を深めながら国際博覧会を契機としたビジネス機会の創出や商談に関わってきた。

以上の理由により、上記団体のみが国際博覧会において構築した各国とのネットワークやビジネス関連情報を活用し、本業務を実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は競争目的が競争入札に適さないもの」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

經濟戰略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9847）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託

2 契約の相手方

株式会社 DNP エスピーイノベーション SP マーケティング本部

3 随意契約理由

本業務は、空飛ぶクルマにかかる出前授業及び周知啓発にかかる企画運営であり効果的な社会受容性向上を図るためのノウハウと、小中学生の理解促進を図る効果的な指導方法及び魅力的な授業内容を実施する企画運営力が必要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部イノベーション課（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託

2 契約の相手方

難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト

3 随意契約理由

本業務は、経済戦略局及び建設局は、難波宮跡のにぎわい創出と利便性の向上を目的として、令和4年度に難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業者及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業者公募（公募型プロポーザル方式）により管理運営事業者を募集し、上記事業者を選定した。

当該公募設置等指針において、令和5年度から事業終了日（原則、難波宮跡公園整備運営事業の終了日）まで事業期間が定められており、選定結果に基づき、上記事業者と令和4年9月20日付で「難波宮公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業覚書」（以下「本覚書」という。）を締結したものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、引き続き上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度A T Cホール管理運営業務委託

2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（A T C）の関連施設であり、公共的空間として認められるA T Cホールについて、施設の適切な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

A T Cホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能並びに集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

本業務の実施にあたっては、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、ホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3746）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のメインホール、市民スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区では、区の将来ビジョン等にも、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとしている。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、年間80回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度豊臣期遺構保存状況確認調査業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市文化財協会

3 随意契約理由

豊臣期石垣公開施設は、大阪城エリアの世界的な観光拠点化を進めるうえでの主要な施設として「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけており、本丸の地下に存在する豊臣期の遺構である石垣を露出展示し、大阪城を訪れる人々が重層する大坂城の歴史を体感できるよう整備を行うものである。

過年度に発掘した遺構を適切に保存し、公開するには、乾湿の繰り返しが与える遺構への影響や、苔・カビ・地衣類の発生、地下水中に含まれる塩類が遺構表面に析出する等の劣化を防ぐために、常時地中や地表面での水の挙動を調査するとともに、石垣周囲に生じる振動及び石垣石材の変位を計測し、数値の変化を把握しておく必要がある。

豊臣期の石垣は、国民共有の財産であると同時に、特別史跡大坂城跡を構成する重要な文化財である。このような文化財を取り扱うためには十分な専門知識と、遺構に対する配慮が必要である。

文化庁は、発掘調査は埋蔵文化財の保護という公益の実現のための行政措置の一部として行われるべきものであり、調査の質や適正性の確保が必須の要件としている。また、大阪府教育委員会も「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」により、埋蔵文化財の発掘調査は公的な発掘調査団体が実施することとしており、当該業務においても発掘調査と同等の体制で実施する必要があるため、公的な団体での実施が求められる。

一般財団法人大阪市文化財協会は、本市に代わって市内における文化財の調査、整理及び保存等を行っていきける唯一の団体であり、かつ公的な団体である。これまでも市内における埋蔵文化財発掘調査に従事し、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。そのため同協会に委託することが、文化庁の求める調査の質や適正性の確保のためには必要不可欠であるといえる。

また、同協会は公開する石垣の発掘調査及びその後の遺構保存状況確認調査業務を実施した実績を有しており、本業務についても同協会が継続して調査を実施することで、分析結果の一貫性の確保が可能となる。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度特定計量器定期検査業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

3 随意契約理由

特定計量器の定期検査業務は、計量法第19条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法第20条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成24年度から同法第20条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービスの提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上のことから、本業務を適法に履行可能な者は本市指定定期検査機関として唯一指定されている特定非営利活動法人大阪市計量協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから随意契約を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）